

自治基本条例 検証シート

◆基礎情報

制度の名称／ 自治基本条例の条	個人情報保護制度／第22条	担当部課名	政策局市民相談室
制度の目的 (誰に／何を／どうする)	個人情報の取扱いについて定め、個人情報の開示等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の公正で適正な運営を確保する。		
関係条例等	個人情報の保護に関する法律、明石市個人情報保護法施行条例		
制度の取組状況 (主にH30年度以降の取組を記載)			

個人情報開示請求件数及び処理状況

・H30年度	・請求 61件	・決定 66件 (・開示14件	・部分開示41件	・不開示11件)
・H31年度（R元年度）	・請求 86件	・決定 91件 (・開示26件	・部分開示55件	・不開示10件)
・R2年度	・請求110件	・決定115件 (・開示31件	・部分開示56件	・不開示28件)
・R3年度	・請求 66件	・決定 72件 (・開示20件	・部分開示44件	・不開示 8件)
・R4年度	・請求 70件	・決定 67件 (・開示24件	・部分開示37件	・不開示 6件)
・R5年度	・請求 90件	・決定 87件 (・開示26件	・部分開示53件	・不開示 8件)

取組の成果／効果	取組の課題／制度に対する考え方
上記開示請求の処理状況のとおり、個人情報を適正に取り扱い、個人情報の開示等の請求が適切に行われている。	引き続き、個人情報が適正に取り扱われ、自己の保有個人情報の開示等の請求が適切に行われるよう努める。

検証（1）制度が社会情勢に適合しているか

制度に関連した社会情勢	左記の社会情勢の現状と制度が適合しているか	自己検証	横断的検証	市民検証
地方公共団体の個人情報保護制度は、各々の団体が定める条例によってルールが定められていたが、国の法体系一本化の方針により、令和5年4月1日からは個人情報の保護に関する法律の下、個人情報の適正な取扱い等に関し、全国的な共通ルールが適用されることになった。	個人情報が適正に取り扱われ、自己の個人情報の開示等請求が適切に行われることへの要請は引き続き高い。今般、個人情報の保護に関する法律の下、個人情報保護制度の取扱いについて一元化されたことに伴い、自治基本条例の個人情報の保護に関する規定の見直しを検討する必要がある。	△	○	

検証（2）本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

情報の共有に当たっては、個人情報の保護を図りながら個人情報の開示請求に適正に対応しており、自治の基本原則である個人情報の保護に適合している。

検証（3）制度が条例の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	市政運営の基本原則に基づいて、制度が運用されたか (右記「自己検証」で「一」を選択した場合は記載不要)	自己検証	横断的 検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	市民が保有個人情報の開示請求をすることにより、市政における自身の情報を知ることを保障している。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
2 公正で透明であること	市が保有する個人情報ファイルについて、その概要と利用目的を記載した個人情報ファイル簿を市ホームページに公表することにより、市民が個人情報の利用実態を把握できる。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
3 効果的で効率的であること	個人情報が適正に取り扱われ、個人情報の開示等の請求への適切な対応がなされている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	個人情報保護制度の運用は法令に基づき実施しており、毎年、運用状況を明石市個人情報保護審議会に報告とともにホームページで公表している。実施結果についての評価は行っていない。	<input type="triangle"/>	<input type="radio"/>	

▶ 横断的検証（庁内検証会議）コメント

【検証1】

・個人情報の取組根拠が条例から法律へと移行した後も、本市の個人情報の取扱いに大きな違いがないのだから、規定の見直しの必要はないのではないか。

【検証3】

・実施結果の評価について、明石市個人情報保護審議会へ報告し、意見をいただくことで、第三者からの客観的評価を行っていると考えられる。

前回の市民検証報告書の意見に対する各年度の取組状況

個人情報保護制度		
平成29年度 検証報告書の内容		
1	過剰な規制を行うのではなく、地域の防災活動やコミュニティ活動において活用できるように、活用と保護の両面から、情報の取扱いを考えることが大切である。	市は法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、あらかじめ特定した利用目的のために個人情報を保有することができ、その利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないこととなっているため、利用目的を明確にしたうえで、目的の範囲内で個人情報の利用・提供を行うものとする。
2	個人情報を保護しないと安心して情報公開ができないので、個人情報保護制度と情報公開制度は一体的に考えていかないといけない。	個人情報の保護に最大限留意したうえで、一体的に情報公開を進めることにより、市政への市民の参画を推進する。
3	全体として個人情報保護制度に基づいてきちんと取り組めているが、自治体独自の視点を持って、市民に不利益がないように配慮していくことが重要である。	令和5年4月1日より、地方公共団体の個人情報保護制度は、国の法体系一本化の方針により、個人情報の保護に関する法律が直接適用されることになり、法と重複する内容の規定を条例で定めることができなくなった。一方で、個人情報開示請求に係る手続き等独自規定を定めが許される範囲で、現行制度の①開示請求に係る費用、②開示決定の期限、③公務員の氏名の開示を維持し、市民に不利益がないように明石市個人情報保護法施行条例を制定した。

個人情報保護制度の概要

○個人情報とは

生存する個人に関する、特定の個人を識別できる情報

e.g. 氏名/生年月日/連絡先/財産/職種/肩書/映像・音声情報

○根拠

- 個人情報の保護に関する法律
- 明石市個人情報保護法施行条例

○目的

- 個人の権利利益の保護
- 個人情報の適正な取扱いによる豊かな市民生活の実現



○個人情報の適正な取扱いに関するルール

① 利用目的の範囲内における保有及び利用・提供
☞ 法令（条例及び事務を行うための規則を含む）に基づき、恒常的な事務（業務）を行うために特定した利用目的の範囲内で保有し、利用・提供（※）が可能（＝目的外利用・提供の原則禁止）

※ 利用＝市内部のやり取り 提供＝市外部とのやり取り



<目的外利用・提供が例外的に認められる場合>

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 本人の同意があるとき／本人に提供するとき
- ・ 相当の理由があるとき など
 - e.g. 裁判所や捜査機関に対する資料の提供

② 安全管理措置／サイバーセキュリティの確保

○保有個人情報開示請求

① 請求権者

☞誰でも自分の個人情報を請求可能

② 保有個人情報

☞市職員が職務上作成又は取得した個人情報で、組織的に利用するものとして市が保有しているものが対象



行政情報センター
(市役所本庁舎1階)

③ 請求方法

☞「保有個人情報開示請求書」(※)に必要事項を記入し、
行政情報センターに直接又は郵送で提出
本人確認書類(e.g.運転免許証)の提出(提示)が必要

※ 行政情報センター窓口又は市のHPで入手可能

④ 開示・不開示の考え方

☞すべて開示するのが原則（不開示情報を除く）



<不開示情報>

- ・ 請求者の生命、健康、財産等を害するおそれがある情報
- ・ 請求者以外の個人に関する情報で個人を識別できる情報
- ・ 審議、検討、協議、事務又は事業に関する情報 など

⑤ 決定

☞請求日から 14日以内（44日まで延長可）

⑥ 開示方法

☞閲覧又は写しの交付（コピー代：実費負担）

⑦ 不服申立て

☞決定を知った日の翌日から3か月以内に

行政不服審査法に基づく不服申立てが可能

☞市の附属機関「明石市行政不服審査会」による審議

【検証Ⅰ】制度が社会情勢に適合しているか

<社会情勢>

○法体系の一本化（令和5年4月1日～）



➡**官民一元・全国共通の個人情報のルールを法律で規定**

背景

- ・ 官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化
- ・ 国や地方自治体におけるデジタル業務改革の推進
- ・ 自治体間における個人情報の取扱い状況の不統一

○個人情報の保護に関する**国民の関心**の高まり

➡**自治体や民間企業による相次ぐ個人情報漏洩事件**

➡**個人情報に関する権利（自己情報コントロール権）が改めて注目されている状況**

<具体的な取組>

- 明石市個人情報保護法施行条例の制定
- 法に基づき、個人情報の適正な取扱いを実施

<自己検証と横断的検証との違い>

- 規定の見直しの必要性についての検討
 - ※自己検証では、個人情報に関する根拠法令が従来の条例から法律に変更された点を重視して「△」
 - ※横断的検証では、根拠法令が条例の上位規範である法律に変更されても本市における個人情報の取扱いに大差がないため、見直しまでは不要として「〇」



<自治基本条例第22条の改正の必要性>

(個人情報の保護)

第22条 市長等は、情報の共有に当たっては、
別に条例で定めるところにより、市政全体において、
個人情報を保護しなければならない。

○検討事項

- ☞令和5年4月1日に法体系が一本化され、
市における個人情報の取扱いに関する根拠法令が
従来の「明石市個人情報保護条例」から
「個人情報の保護に関する法律」に変更された
- ☞第22条「別に条例で定めるところにより」の規定を
改正する必要があるか？



○市の考え方

☞ 第22条の規定のみを改正する必要性は低い
他の条文を改正する場合に規定整備をしては



理由

- ① 第22条の趣旨は、根拠法令が変更されても当てはまる
☞ 情報の共有における個人の権利利益（個人情報）の保護
- ② 個々の条例の中で、個人情報の保護や適正な取扱いを明記
【一例】
 - ・ 旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例 第6条
3 市は、相談等を行うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定の趣旨にのっとり、個人情報を適切に管理しなければならない。
- ③ 第22条が「条例」と規定したのは、自治基本条例の制定当時の個人情報に関する根拠法令が条例だったから

⇒個人情報保護制度は、現在の社会情勢に適合している

【検証2】本市にふさわしい制度か

<SDGs未来安心都市・明石に向けて>

2030年までの
るべき姿



いつまでも

未来につながる
持続可能なまちに向けて

すべての人に

年齢・性別・障害・
国籍などに関わらず、
誰一人取り残さない

いつまでも

みんなで

すべての
人に

やさしい
まち

やさしいまち

安心のインクルーシブな
まちづくりを

みんなで

「対話」と「共創」で
進めます

- 安心して住み続けられるまちづくりを目指して
 - 誰一人として取り残さない安心を感じられるインクルーシブなまちづくりを進めるためには、個人情報が保護され、適正に取り扱われることが大前提となる

<具体的な取組>

- 個人情報の取扱いに関する本市独自のルール
※法律で認められた範囲で、本市独自のルールを規定

内容	法	条例	利点
職務の遂行に係る公務員の氏名	原則不開示	原則開示	より詳しい情報を入手できる
保有個人情報の開示決定期限	請求日から30日以内	請求日から14日以内	早期に情報が開示される

○保有個人情報開示請求

- ※開示請求された情報は、概ね開示（開示率90%）

⇒個人情報保護制度は、本市にふさわしい制度である

【検証3】制度が条例の基本原則に適合しているか

I 参画と協働に基づくこと

○制度の内容

…個人の権利利益（個人情報）の保護



☞個人の権利利益（個人情報）が保護されることにより、市民は安心して、市の政策等の各段階に主体的に関与することができるとともに（=参画）、市と共に考え、力をあわせることができる（=協働）

○意見公募手続（パブリックコメント）の実施

☞「明石市個人情報保護法施行条例」の制定の際に実施
☞市民による参画と協働の機会を提供

⇒個人情報保護制度は、参画と協働に基づいている

2 公正で透明であること



○個人情報ファイル簿（別紙参照）の公表

- ※ 市が保有する個人情報の利用状況を市のHPで公表
- ※ 市による個人情報の**利用実態を誰もが把握可能**

○情報セキュリティ対策

- ※ 「明石市情報セキュリティ基本方針」及び「特定個人情報保護評価書」を業務ごとに作成し、市のHPで公表
- ※ 市による**情報管理を徹底**して個人情報の流出を防ぐ体制

○保有個人情報開示請求

- ※ 法律及び条例に基づく手続並びに運用状況を市のHPで公表
- ※ 市による**恣意的な運用を排除**

⇒個人情報保護制度は、公正で透明である

3 効果的で効率的であること

○保有個人情報開示請求

☞市における自己の個人情報の保有状況や利用状況を知りたい者にとって、**実効性の高い手段**



☞手続は容易で分かりやすく、請求者が知りたい特定の個人情報を**端的かつ効率的に把握**することができ有用

○個人情報の適正な取扱いに関するルール

☞個人情報の保有、利用・提供及び管理の各場面で詳細なルールを定めて、個人の権利利益の保護を徹底

☞個人情報の保護を求める者にとって**効果的な定め**

⇒個人情報保護制度は、効果的で効率的である

4 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと

- 法律及び条例に基づく運用の状況を市のHPで毎年公表
 - ➡ 施策を計画的に実施
- 自己検証と横断的検証との違い（実施結果の評価の有無）
 - ➡ 自己検証では、実施結果について市自ら評価していない点を考慮して「△」
 - ➡ 横断的検証では、実施結果について市が附属機関である「明石市個人情報保護審議会」（学識経験者4名で構成）に毎年報告し、客観的な評価を受けている点を重視して「○」



⇒個人情報保護制度を計画的に実施し、実施結果について評価を行っている

⇒個人情報保護制度は、条例の基本原則に適合している

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	公文書公開請求事務ファイル	
行政機関の名称	明石市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策局市民相談室	001
個人情報ファイルの利用目的	公文書公開のために利用する。	
記録項目	1住所、2氏名、3電話番号	
記録範囲	公文書公開請求書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人の申請により収集した。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 明石市政策局市民相談室行政情報センター (所在地) 〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続き等	非該当	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input checked="" type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	